

裾野市登録統計調査員募集について

裾野市では登録統計調査員を随時募集しています。お申込みをお待ちしております。

統計調査員とは

各種統計調査において、調査票の配布・回収などの業務に従事します。国が実施する統計調査には国勢調査や経済センサスなどさまざまあり、毎年2,3種類を実施しています。

統計調査員は調査の期間中（調査により異なりますが、概ね2ヶ月程度）、非常勤の地方公務員となります。調査で知った事柄には守秘義務があります。

調査に従事すると、統計調査ごとに定められた報酬が支払われます（調査により異なりますが、概ね2万円から5万円程度）。

登録調査員制度

裾野市では、統計調査の実施にあたり登録統計調査員制度を活用しています。これは、統計調査員を事前に登録する制度です。また、同時に『裾野市統計調査員連絡協議会』の会員となります。協議会では毎年研修会等を実施しております。

登録調査員になるには

『裾野市登録統計調査員登録届』に必要事項を記入の上、裾野市役所企画部みらい政策課へご応募ください。

※用紙はみらい政策課窓口または市ウェブページ掲載のものをご利用ください

[応募資格]

- 市内在住で、市内での調査活動の可能な方
- 租税の賦課及び徴収に従事していないこと
- 選挙や警察に直接関係がないこと
- 暴力団関係者でないこと

統計調査への従事

統計調査実施に合わせ、登録調査員の中から住所等を考慮して市から調査の依頼を行います。調査員の選任は、調査の規模、住居地域などを考慮して行います。登録された方全員に統計調査として依頼できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

調査員業務は、統計調査ごと発生します。年間を通じて従事する形態ではありません。よって、定期的な収入は見込めないのご承知おきください。

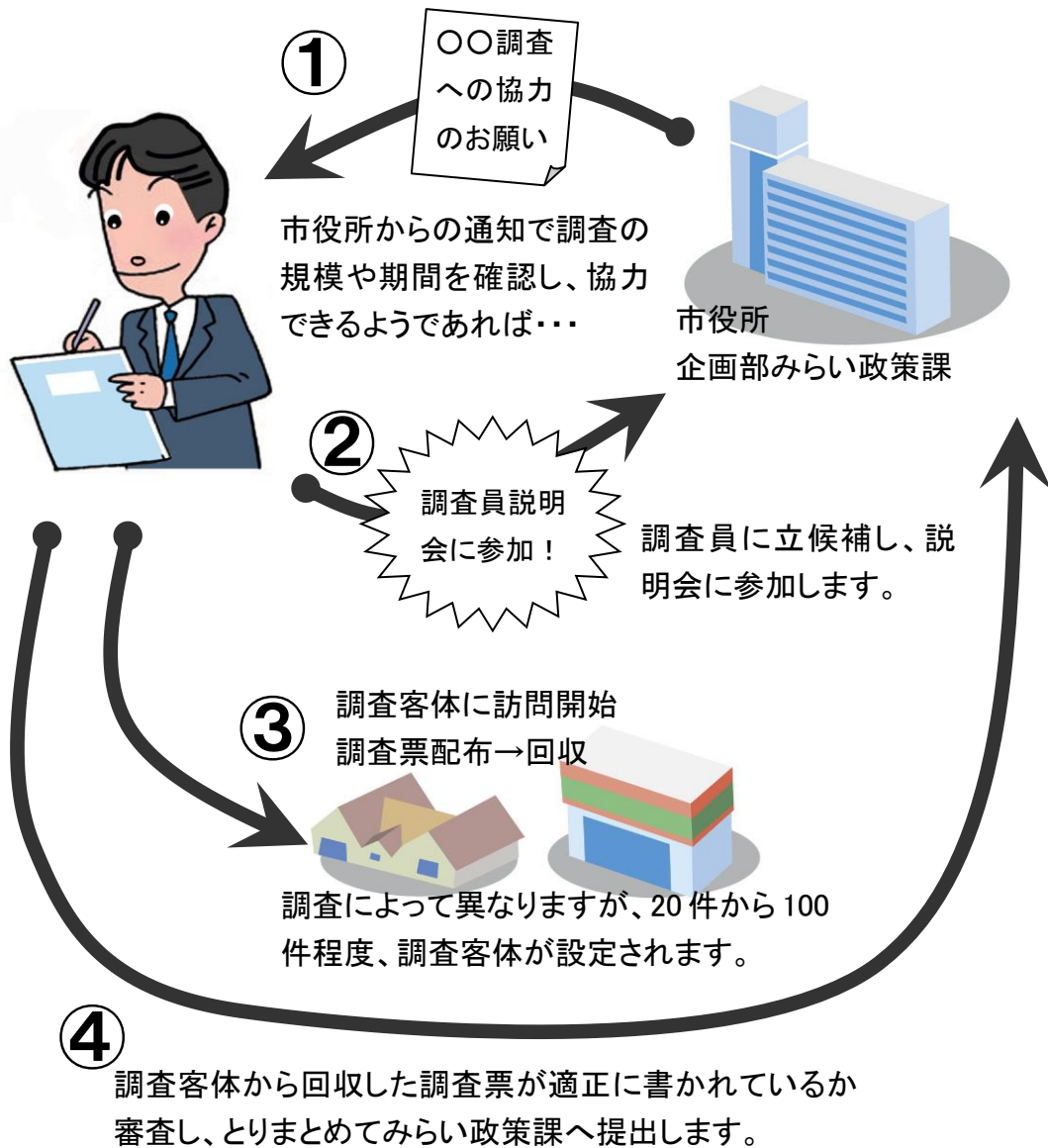
裾野市役所企画部みらい政策課 〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地

Tel. 055-995-1805 Fax. 055-995-1861

E-mail: toukei@city.susono.shizuoka.jp

登録統計調査員「裾野太郎」さんの、 とある統計調査での活動

登録統計調査員
の裾野太郎です



調査員としての任命期間は概ね 2 ヶ月です。その間、説明会等に参加し調査概要を確認し、調査客体へ調査をしていただきます。